

商工奥州

OSHU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY



2021 February Vol.143

令和3年2月15日発行(毎月15日発行)

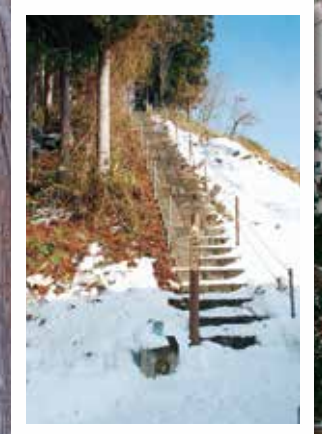
CONTENTS

- P2~3 『コロナ対策』中小事業者に対する支援(中小企業庁)
- P3 岩手県特定(業種別)最低賃金が改正されました
- P4 江刺・胆沢・衣川支所情報
- P5 【速報】奥州市景気動向調査「臨時調査」
- P6 「確定申告」は奥州商工会議所にご相談下さい!!
- P6 確定申告会場へお越しになる方へ
- P7 3月の定期相談日
- P7 同一労働同一賃金への対応を進めていますか?
- P8 令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正
- P8 【リレーコラム】珈琲小休憩時間

発行 / 奥州商工会議所
〒023-0818 岩手県奥州市水沢東町4
Tel.0197-24-3141 Fax.0197-24-3148
URL.<http://www.oshucci.com/>
E-mail.info@oshucci.com
印刷 / 株式会社正和印刷

がんばれ!
大谷翔平選手!

シリーズ
奥州市の
観光・イベント



秋葉神社(江刺伊手) / 樹齢推定500年、樹高27m、根回り8.6m。日本特産種として馴染み深い。2本のスギは始めは離れていたものが時間をかけて接合したようである。地元では「夫婦スギ」として親しまれている。

この会報は「電子版」でもご覧いただけます。(ホームページ<http://www.oshucci.com/>)

奥州商工会議所
本所・支所
所在地・連絡先

本所	〒023-0818	奥州市水沢東町4(水沢商工会館4階)	Tel. 24-3141	Fax. 24-3148
江刺支所	〒023-1111	奥州市江刺大通り3-14	Tel. 35-2514	Fax. 35-2506
胆沢支所	〒023-0403	奥州市胆沢若柳字相馬檀144	Tel. 46-3131	Fax. 46-3133
衣川支所	〒029-4332	奥州市衣川古戸403-6	Tel. 52-3518	Fax. 52-3199

“コロナ対策”中小

政府の「緊急事態宣言」の再発令に伴う、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などによって影響を受ける関連事業者に対する支援を行います。

【中小事業者に対する支援（一時金）】

(売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給)

【対象】

緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域及び協力金の上限額引上げの対象となる緊急事態宣言発令地域に準じた取組を行うことが特措法担当大臣により確認された地域を順次追加。

【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

- ①緊急事態宣言発令地域等※の飲食店と「直接・間接の取引がある」こと、(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定) または、
- ②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)により、本年1月～3月の売上高が対前年比(もしくは前々年比)▲50%以上減少していること

※緊急事態宣言の対象地域以外の地域であって、協力金の上限が引き上げられる、ステージⅣに向けて感染が拡大している地域であり、緊急事態宣言発令地域と同じ飲食店の夜8時までの営業時間短縮などの4点の主な取組を実施する等の要件を満たすことが特措法担当大臣により確認された地域を含む。

【支給額】

法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年もしくは前々年1月～3月の事業収入－(前年もしくは前々年同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

【申請方法(調整中)】

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言等によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

【中小事業者に対する支援(資金繰り支援)】

(日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化)

※政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、93兆円を超える融資・保証を実施。

※今後の資金繰り支援に万全を期すため、これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。(予算額3兆2,049億円)。

包装を通じてより豊かな暮らし
包装資材の総合メーカー

■段ボール ■包装資材一般 ■美装段ボール

<http://kamadan.jp/>

鎌田段ボール工業株式会社

本社工場/奥州市水沢工業団地1-36

秋田工場/能代市扇田字山下117

TEL.0197(24)5185(代) FAX.0197(24)5190 TEL.0185(58)2711(代) FAX.0185(58)2712

事業者に対する支援

- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
 - ①「直近1ヶ月」の売上減少※を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。
 - ※個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げ** (4,000万円/2億→6,000万円/3億)
 - ※日本公庫は1月22日(金)、商工中金は2月1日(月)から運用開始。民間は自治体により異なるが、運用開始済。

日本公庫 (中小)	商工中金	日本公庫 (国民)	民間 (信用保証)
2億→3億	2億→3億	4,000万→6,000万	4,000万→6,000万

【中小事業者に対する支援（補助金）】

(コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金の優先選択)
 3次補正予算案では、コロナの影響が長期化する中、中小事業者等の事業再構築を支援する「事業再構築補助金」、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組みを支援する「中小企業生産性革命推進事業特別枠」、「持続化補助金」を措置しているが、緊急事態宣言等による影響を受けたことを証明する事業者が申請をした場合は**“審査において加点し、優先的に採択する”**。

必ずチェック最低賃金!! 使用者も、労働者も!!

岩手県特定（業種別）最低賃金が改正されました

岩手県最低賃金
793円

- 岩手県の「産業別最低賃金」が改正されました。
- ◆岩手県内で働く下記の労働者に適用されます。
- ◆賃金額が改正額を下回っている場合は、発行日から、改正額以上となるよう賃金額を改定する必要があります。

【岩手県特定（産業別）最低賃金】

業 種	改正時間額(1時間当たり)
鉄鋼業、金属線製品、その他金属製品製造業(令和2年12月31日発効)	852円(現行850円)
電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具、製造業(令和2年12月31日発効)	820円(現行818円)
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業(令和2年12月31日発効)	829円(現行827円)
百貨店・総合スーパー(令和2年12月31日発効)	800円(据え置き)
自動車小売業(令和2年12月31日発効)	863円(現行861円)

※各種商品小売業の業種別最低賃金は「767円」のまま据え置きとなっているため、現在の岩手県最低賃金「793円」が適用されます。
 ※岩手県の最低賃金は、令和2年10月3日に「793円」に改正されています。

街から街へ
暮らしから暮らしへ



白金運輸株式会社

本社/〒023-1132 岩手県奥州市江刺稲瀬字沼館69番地
 TEL. 0197-35-0111 FAX. 0197-35-0125
<http://www.srg.co.jp>
 トラック運送、保管・荷造・梱包、通関業、倉庫業



『後悔しない住まいの提案』

Panasonic リフォームClub

千葉建設株式会社

場所：メイプル3F暮らしのショールーム
 TEL：0197-25-5888 FAX：0197-47-5892

江刺・胆沢・衣川 支所情報

a branch office information



江刺支所

岩高ショップ開催中!!

3月までの毎週木曜日、江刺総合支所内にて販売活動を行います。全国からお取り寄せした商品、企業とコラボレーションして制作したパン、学校で生産した農産物とその加工品などを販売します。ぜひお越しください!



期日：令和3年2月18日、25日
3月 4日、11日、18日、25日
時間：12:00～15:00
場所：奥州市役所江刺総合支所1階

江刺観光物産センター「えさし夢プラザ」からお知らせ

4月より「江刺ターミナルプラザ」に移転いたします。移転に伴いまして、現在の店舗での営業は3月23日(火)までとなりますのでご了承ください。最終日23日は定休日ですが営業いたします。

営業時間：午前10時～午後4時(12月～2月)
午前10時～午後5時(3月～11月)
定休日：毎週火曜日

〈新住所〉〒023-1104 岩手県奥州市江刺豊田町3丁目1-27

😊😊 Face to Face

この街と生きていく

信 水沢信用金庫

本店／奥州市水沢字日高西72番地1
TEL／0197-23-5191

生命共済制度配当金振込のお知らせ

令和元年11月～2年10月までの生命共済配当金を、2月19日(金)に「掛金振替口座」へお振込致します。尚、配当金額につきましては、明細書を郵送しておりますのでご確認ください。

〈お問い合わせ〉
奥州商工会議所 総務企画課(共済担当)
TEL.24-3141

【金融情報】 ※緊急

《新型コロナウイルス感染症関連マル経融資(経営改善貸付)》

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

- ・ご融資額／通常のご融資額(2,000万円)
+別枠1,000万円
- ・ご返済期間／運転資金10年以内(据置4年以内※別枠)
設備資金 7年以内(据置3年以内※別枠)

日本政策金融公庫一関支店(国民生活事業) 〒021-0877 一関市城内1-9 TEL.0191-23-4157

特例利率適用

1.21%

(令和3年2月1日現在)

※当初3年間は上記利率
マイナス0.9%
(別枠1,000万円以内)

速報

奥州市景気動向調査「臨時調査」

7割が「昨年同期より売上減少」と回答

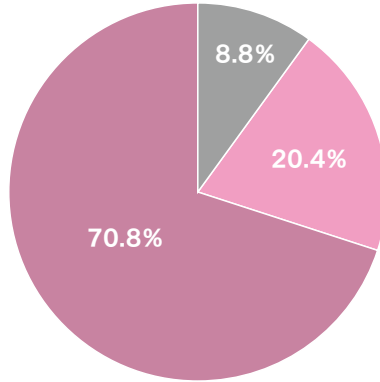
奥州商工会議所が4半期ごとに実施している景気動向調査（1月調査分）の「臨時調査」の結果が速報で発表された。

「コロナ禍」から1年が経過しようとしている中、昨年との比較について、①昨年同期と比較した現在の売上、②今年と昨年の年間売上の変化率、③昨年同時期と比較した現在の雇用状況（正規・非正規合計従業員数）について設問した。

①の売上については、昨年同期と比較して「減少」という回答が70.8%、「変わらず」が20.4%、「増加」が8.8%となった。②の売上変化率については、「0～20%減」という回答が41.1%、「21～40%減」が29.7%、「41～60%減」が11.4%となった。一方前年同期増と回答した事業所が11.4%あり、増加率102%～130%の範囲で売上が増加している。

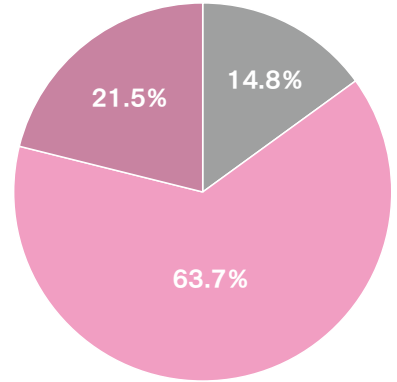
③の雇用については昨年同期と比較して「変わらず」という回答が63.7%、「減少」が21.5%、増加は14.8%となった。（全体の調査結果詳細は次号掲載）

昨年対比の現在の売上割合
（全産業）



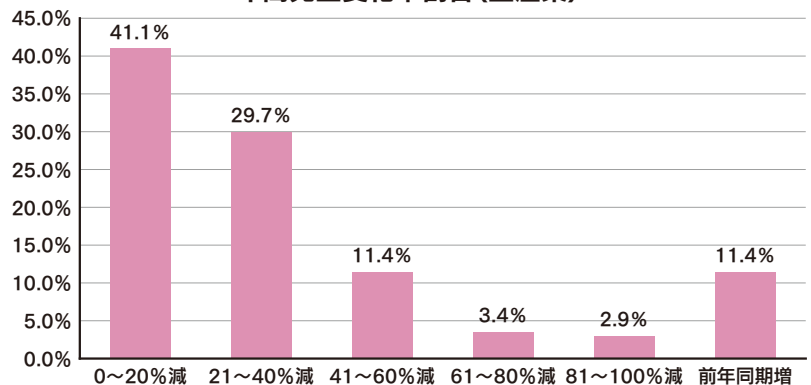
■増加 ■変わらず ■減少

昨年対比の現在の雇用状況割合
（全産業）



■増加 ■変わらず ■減少

年間売上変化率割合（全産業）



好評につき、
またまた特別料金で提供!!

3月31日(水)まで!!

宅配サービスプロジェクト

奥州デリタク



配達料金が
10kmまで **何と0円!!**
~~2,300円~~が 以降1kmごとに+200円

※配達料金はお客様負担となります。
※お支払いは現金をお願いいたします。

「奥州デリタク」の配達料金は「タクシーチケット」
が便利!!



タクシー チケット 30%OFF

限定8,000冊
5,000円分が**3,500円!!**

期間限定販売!!

胆江地区全7社のタクシーでご利用いただけます。

発売期間:令和3年2月1日～3月31日まで

※予定数に達した場合は期間途中でも終了とさせていただきます。

※奥州商工会議所本所・各支所にて絶賛販売中。

「確定申告」は 奥州商工会議所にご相談下さい!!



奥州商工会議所では、所得税・消費税の確定申告や各事業の決算相談を随時受け付けております。ご相談は全て「秘密厳守」「個別指導」となっております。是非お気軽にご相談下さい。

当日ご持参いただくもの

- 税務署から送られてきた「確定申告案内ハガキ」
※決算書、確定申告書の用紙は商工会議所に備え付けてあります。必要な方はご来所ください。
 - 過去2年分の決算書、申告書
 - 各種保険、国民年金等の控除 証明書
 - 国民健康保険の支払通知書
 - 医療費の領収書 等々です。
-
- 対象／市内個人事業者

税理士による所得税・消費税 確定申告個別相談会日程

- 本 所／2.17(水)・24(水)
3.1(月)・5(金)・8(月)
 - 江刺支所／2.19(金)・3.2(火)
 - 胆沢支所／3.4(木)
 - 衣川支所／3.3(水)
-
- 時間／午前10時～午後4時

※ご注意：上記個別相談会は『事前の予約』が必要になります。ご希望の方につきましては、本所及び各支所まで電話にて事前予約をお願いいたします。【お問い合わせ】本所・各支所まで。

水沢税務署からのお知らせ

確定申告会場へお越しになる方へ～感染リスク軽減のための対応～

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。入場整理券の配付方法は2通りあります。

1. 確定申告会場当日配付

「入場整理券」は、当日各会場で配付します。全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

2. オンライン（LINE）で事前発行

国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。

- STEP1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加（右記）
- STEP2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- STEP3 税務署や来場希望日時を選択
- STEP4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了



※確定申告会場における感染防止対策について

- 確定申告会場への入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合には入場をお断りさせていただきます。
- 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。
- 会場には申告される方おひとりでお越しください。

いわて奥州・北上 奥州指令奥環第185



[Http://www.shizensou-kuniminosato.jp](http://www.shizensou-kuniminosato.jp)

永代供養、合同法要開催
管理料なし

【お問合せ】0197-65-0923
080-5743-6832

住 所／奥州市江刺稲瀬弘田24
営業時間／午前9時～午後5時

● 業務受託／(株)北清物産 〒024-0083 北上市柳原町2-3-20

● 事業主体／(宗)極楽寺



【融資相談】 ※国民生活事業

3月9日(火)

午前10時～正午 本所相談室
午後 1時～午後3時 江刺支所1階相談室
相談員：日本政策金融公庫一関支店

【法律相談】

3月16日(火) 午後2時～4時

本所第一会議室
相談員：岩手銀河法律事務所

【事業承継相談】

3月2日(火) 午前11時～午後3時

本所第一会議室
相談員：岩手県事業引継ぎ支援センター

【働き方改革等無料相談会】

3月17日(水)

本所相談室

中小企業にも令和3年4月より適用となります！

同一労働同一賃金への対応を進めていますか？

パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行、中小企業は令和3年4月1日施行）により、同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

〈同一労働同一賃金ガイドラインのポイント〉※ガイドラインにおけるそれぞれの待遇のパターン

同一労働同一賃金ガイドラインは、「正社員（無期雇用フルタイム労働者）」と「パートタイム労働者・有期雇用労働者」との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したものです。

◎ **パターン1：「同一の〇〇を支給しなければならない。」**

通勤手当、出張旅費、食事手当、慶弔休暇、健康診断、病気休暇

◎ **パターン2：「同一の業務を行う場合は、同一の〇〇を支給しなければならない。」**

特殊作業・特殊勤務手当、精皆勤手当、時間外・深夜・休日手当、単身赴任手当、地域手当、福利厚生施設、法定外有給休暇、安全管理措置

◎ **パターン3：「同一の業務を行う場合は、同一。相違がある場合は、相違に応じた〇〇を支給しなければならない。」**

基本給（昇給）、役職手当、教育訓練、賞与

※ガイドラインに示されていない待遇や具体例に該当しない場合についても、不合理な待遇差の解消が求められます。

※同一労働同一賃金への対応として「どのように準備を進めたらよいかわからない」という場合は、岩手労働局までご連絡ください。

お問い合わせ

岩手労働局雇用環境・均等室

TEL 019-604-3010

「岩手働き方改革推進支援センター」をご利用ください

働き方改革に関する相談等に対応します!!

お気軽にお問い合わせください。無料です!!

☎0120-664-643

受付時間／平日9:00～17:00
(岩手労働局委託事業 運営会社 タスクールPlus)

□同一労働同一賃金に関すること
待遇差の分析、待遇差を解消するための取組、職務評価、賃金規定の見直し等

□時間外上限規制

□法改正に対応した就業規則 など



「商工奥州」広告掲載事業所募集中!!

事業所の活動や、会社のPR広告として、是非ご利用下さい。

毎月約2,800事業所と、約200の関係団体に届けられています。

※お問合せは
地域振興課まで。Tel24-3141



- 原稿サイズは次の2種類です。
- 1回掲載、連続掲載、様々出来ます。(6回掲載の場合は1回分無料になります)

**1段：1/2
1回 5,500円**

**1段：全部
1回11,000円**

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正

〔2. 給与所得・公的年金取得者他全般〕

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告（令和3年3月からの申告分）から、大幅な改正事項が適用されます。

〔給与所得控除の改正〕

給与収入から差し引きする給与所得控除額が一律10万円減額されました。また、給与所得控除額の上限額が改正前の220万円から195万円に減額され、その上限額が適用される給与収入が850万円（改正前：1,000万円）とされました。

※給与収入が850万円を超える層の給与所得者にとっては、影響の大きい改正事項となります。

〔所得金額調整控除の創設〕

給与所得の計算について、①給与収入が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族や特別障害者等を有する人や②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する人を対象に給与所得控除適用後の金額から所得金額調整控除額を差し引く制度が創設されました。

〔公的年金等控除の改正〕

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合、公的年金等の収入から差し引きする公的年金等控除額が一律10万円減額されました。（公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は、上記の合計所得金額に応じて20万円又は30万円減額されます。）

※公的年金等控除額が減額されたうえ、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額によって控除額が変わる複雑な計算になります。

〔ひとり親控除の創設及び寡婦控除の範囲の見直し〕

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする年齢23歳未満の扶養親族を有する一定の単身者についてひとり親控除（35万円）が新たに設けられました。（合計所得金額が500万円以下である等の要件があります。）

ひとり親控除の創設に伴い、寡婦控除の範囲と要件の見直しがされました（合計所得金額が500万円以下である等の要件があります。また、寡夫控除は上記のひとり親控除に含まれることになりました。）。

改正内容については、国税庁HPに掲載されている「令和2年度 所得税の改正のあらまし」などで確認することができます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/r2kaisei.pdf>



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはハンプレットをご覧ください

小規模企業共済制度

- 制度の特長
- 1 **経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

- 中小企業倒産防止共済制度の特長
- 1 **掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（償還期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 **貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 **掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

24時間・365日お問い合わせ可能になりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

加入・掛金のご質問はこちらもご利用ください

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問はこちらもご利用ください

経営セーフティ共済 検索



私はいつの頃からか手書きの「手帳」を使わなくなりました。元々手書きで字を書くのが苦手な上、文章をペンで書くのが遅いため、会議の内容も手間取って満足に記録できない。記録を留めるのにペンを使用するのは電話対応のメモ取り位になってしまった。毎年会社から支給される手帳は「使わないので…」と丁寧に返している。

今、仕事をする上での必需品は「タブレット端末」である。仕事やプライベートのスケジュール管理は全てこれで行う事が出来る。会議やセミナーの記録はアプリの「ボイスレコーダー」を使用して後から文章に起こすようにしている。しかもスマートフォンとの連携でデータを同期出来る。ネットにも繋がるので勿論プライベートでも大活躍である。人には、それぞれ自分に合ったライフスタイルがある。私の場合たまたま今のスタイルが性に合っていただけの事で、手帳を否定している訳ではない。そのため、よく手帳とスマートフォンを上手く組み合わせ使用している人を見かけると、“すごいなあ…” といつも思うってしまうのである。（新）

